

勤労者や商業者を対象とした 助成制度をご利用ください

平成18年中に金融機関などから融資を受けた人で、この制度を希望される人は
平成19年1月31日(水)までに、商工観光課へ申し込みください。

商工観光課 内線261

■勤労者住宅資金利子補助制度

市内に住宅を新築・購入し、金融機関などから融資を受けている場合に、支払利子の一部を36ヶ月間補助する制度です。補助を受けるには、①から④までの条件をすべて満たすことが必要となります。

◇補助を受けるための条件

- ①金融機関などから住宅取得のための融資であること
 - ②専用住宅で、床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること
 - ③補助を受けようとする年度の前年(平成17年)の収入が1,000万円未満であること
 - ④居住地の市町村税を完納していること(平成18年度課税分)
- ◇利子補助率(年) 0.5%以内
- ◇補助対象限度額 融資額の1,000万円まで(新築・購入とも)
- ◇提出書類 交付申請書・雇用証明書・所得証明書・納税証明書・融資証明書・家屋の登記簿謄本・建築確認済証の写し(※住宅購入の場合は必要ありません)・工事請負契約書の写し(※住宅購入の場合は売買契約書の写し)



勤労者住宅資金利子補助制度は、19年3月31日で廃止されます。

今回初めて申請される人、19年3月までに住宅を新築・購入予定の人は、商工観光課までお問い合わせください。

■設備資金利子補助制度

経営合理化のため、店舗や工場の増改築・改造のための費用や、施設改良や事業に必要不可欠な機械整備、備品の購入資金を借り入れた場合などに、借入金利子の一部を補助する制度です。

補助を受けるには、①から③までの条件をすべて満たすことが必要となります。

◇補助を受けるための条件

- ①市内で1年以上、各種製造・加工業、物品販売業、そのほか市長において適当と認める事業を経営し、右の表に該当する事業協同組合、会社および個人であること
- ②政府機関金融機関と県または普通銀行、信用金庫、信用組合からの融資であること
- ③市税の滞納がないこと

▼各事業の資本金、従業員数などの基準

区分	資本金または出資金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

◇補助限度額 一般資金は補助額計算式で算出された金額で最高10万円まで

※公共関連事業などにより、借り入れをした場合は、特別資金として14万円までです

◇提出書類 交付申請書・納税証明書・金銭消費貸借契約書の写し

◎店舗、工場の増改築と改造の場合

上の提出書類のほかに、工事請負契約書または見積書の写し、領收書または振込通知書の写し

◎機械の設備、装置と備品の場合

上の提出書類のほかに、契約書または見積書の写し、納品請求書の写し、領收書または振込通知書の写し

■小口融資信用保証料補助制度

市内に店舗または事業所を持つ商工業者で、平成14年1月1日以降に県信用保証協会、県および市の小口融資を利用し、その借入金の償還が契約期限以内に完了した場合に、小口融資の支払保証金料全額を限度として補助する制度です。

この制度を受ける場合は、申請書のほかに保証料計算書または振込受付書の写しが必要になります。